

こども医療費助成を申請される皆様へ

令和6年12月2日から 健康保険証が廃止されます

マイナ保険証をお持ちでない方には、ご加入の健康保険から「資格確認書」が交付されます。

(詳細はご加入の健康保険組合にお問い合わせください)

ご申請にあたっての注意事項

●以下のいずれかの方法で健康保険情報を確認させていただきます。

①マイナポータル画面(もしくはスクリーンショット)^{※1}

②資格確認書(健康保険組合が発行したもの)

③健康保険証(経過措置^{※2}期間中で有効な場合に限る)

●個人番号(マイナンバー)を用いた情報連携をご希望される場合は、

審査にあたって健康保険の資格情報の確認が必要^{※3}になりますので、

本庁児童福祉課、あかし総合窓口においても受給者証は後日郵送となります。

※1:マイナポータル画面については、資格取得日が確認できる画面をご提示ください。

※2:発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)有効となる経過措置が取られます。

(経過措置については変更の可能性があります)

※3:ご加入の健康保険によっては確認に時間を要する場合があります。

1か月以内に健康保険の資格確認が取れなかった場合、申請が却下となりますのでご了承ください。

(却下となった場合は再申請が必要になりますので、必ず健康保険の加入手続き後、マイナポータル画面で確認できるようになってからご申請ください)

申請時における健康保険の資格情報確認に関する、
ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



(問合せ先)明石市役所 児童福祉課 TEL:078-918-5027